

メイトランド著，森泉章監訳『信託と法人』

田 中 實

## 1. はじめに

最近では、いろいろな方面で、信託が注目されているらしい。たとえば、生活の安定化をはかる年金信託は、社会保障の一端を担う適格年金ばかりでなく、個人年金なども含めて、現代の社会事情に適するものとして高い評価を受けるようになったし、また、土地の有効利用をめざす土地信託は2年ほど前から一種のブームに近い盛況をみせている。信託銀行の広告も、活発になった。業績の向上した各信託銀行の株価は大きく上昇し、学生たちの信託銀行に対する就職希望も増大する傾向にある。これに応ずるかのようになり、日本大学・慶応義塾大学・創価大学・明治学院大学など、いくつかの大学で「信託法」の講座が新しく開設されるようになった。

このような動向は、当然、信託法学にも大きな刺激を与えずにはいないはずであって、理論的にも実務的にも、さまざまなテーマのもとに信託法ならびに信託実務の研究が進んでおり、本学会としても喜ばしい傾向といえる。とくに、信託法の源流ともいえるべきイギリスの信託法や信託理論を翻訳・紹介する労作が次々と公表されるに至ったことが注目されよう。そのひとつが、ここに紹介する森泉教授の監訳にかかるメイトランド『信託と法人』である。

## 2. 原著者と本書の意義

原著者メイトランド (Frederic William Maitland, 1850-1906) は、19世紀後半から20世紀初期にかけて活躍したイギリスの法制史学者である。わが国では、信託の原点ともいえるべきエクイティの研究者として知られており、名著『Equity』(1909年)は、英米法・法制史・民法ないし信託関係の古典的文献としてしばしば紹介・引用されてきた。しかし、実は、民法ないし信託関係では、もう一点、1904年に公表された『信託と法人』も、注目すべき名論文といわなければならない。とくに、ドイツ民法の物権・債権および法人の法律構成と比較しながら、イギリス伝統の信託の構成と機能を明らかにし、信託関係が物権・債権の法律構成と異なるところがあり、しかも法人と同様の機能をも

つ便宜性があることを指摘している。

周知のように、ドイツ民法は1900年から施行された新法典であり、しかも画期的・模範的な民法といわれたものであるから、その数年後に発表された本論文では、問題意識として、とくにドイツ式の構成との比較から信託の特殊性を明らかにしようとしたわけである。本論文は、当初、ドイツ語で「Trust und Korporation」として、ドイツの専門雑誌「私・公法雑誌」Zeitschrift für das Privat und Öffentliche Recht 32巻に掲載され、後に英訳で『Trust and Corporation』となったものである。

いうまでもなく、わが国の民法は、ドイツ民法第一草案を主要な模範としてドイツ式構成でつくられ、1898年（明治29年）に施行されたものであるから、日本民法との比較という意識で読むことも、たいへん有意義といえよう。

### 3. 本書の内容

本訳書『信託と法人』は、6章に分かれ、序章というのが冒頭についている。つぎに、大要を紹介してみよう。

まず、序章では、イギリスの信託制度が、基本的に土地の管理を委託する必要から生じたものであると説明しながら、ドイツ民法との比較にふれ、信託は物権とも債権ともいえない法律関係である、としている。

ドイツの新民法典については、比喩的な言い方ながら、信託の欠落していることを指摘し、では、信託は物権法または債務関係法（日本民法では債権法）のどちらの領域に入れるべきか、また物権か債権かといわれても、説明できない、と断定を避けている。それでも、要するに債権的なものというあたり、やはりメイトランドらしい見解の表現がみられるのは、興味ふかいところである。

第一章と第二章では、法制史的に、中世時代にまでさかのぼり、信託の起源と発展とを要領よく述べ、信託の特質を明らかにしようとしている。すなわち、土地の管理を委託するために譲渡の形をとる方法について、ドイツ式構成とイギリス式信託とを比較して、ドイツでは、土地の所有権を制限する趣旨で譲渡するから、受託者は解除条件付きの所有権をもつことになるが、イギリスの信託では、条件付きではなく、ただ、もし受託者が信託上の義務に反してその土地を第三者に譲渡すると、一定条件のもとに、その第三者は信託について悪意の推定を受け、受託者としての責任を負わされることになる。

信託関係事件を取り扱った大法官裁判所は、受託者に誠実さを要求するため、その受

## 文 献 紹 介

託者に対し責任を追及するとともに、譲受人にも受託者と同様の責任が伝わるという形で信託に独特の保護を与えたわけである。受託者の死亡による相続の場合、相続人についても同様の責任が伝わるものとされた。

また、受託者を複数にしておくことで、信託財産の譲渡や相続を防止するようなアイデアが用いられたことにも言及している。ここでは、ゲルマンの合手制 (Gesammthandschaft) を引いて、土地を信託譲渡するとき、受託者となるべき者の数を5人とか10人とかにしておけば、その法律関係を永く確実に保つために有効であった、としている。

第三章では、受益者の権利について、つぎのように説く。受益者は、信託の対象になった土地に対する所有権のような形では利益を受けられないけれども、受託者に対し義務履行を請求できるほか、信託財産の譲受人に対しても、一定の場合には（同人が善意・有償の譲受人でないかぎり、良心の譲受人という意味で）受託者としての責任を負わせることができ、仮りにそれができない場合でも、受託者のもとに信託財産の変形物があるかぎり、なお受託者の責任を追及することが認められている。つまり、受託者の責任は契約上の債務ではないし、受益者の権利は、契約上の権利よりもすぐれたものといえる。

受託者には高度の誠実性と注意義務が要求され、さらに近時は、信託財産を横領した不誠実な受託者は、犯罪者として扱われるようになった。コモン・ロー上所有者とされているにもかかわらず、信託違反の刑事上の責任を生ずるとされるところにも、信託の特質が見いだされる。

第四章では、ヘンリー8世 (1509—47) の抑圧にもかかわらず、實際上、信託はひろく「家族継承的不動産設定 (family settlement)」として用いられ、さらに拡大して、夫婦財産制にも「婚姻継承的不動産設定 (marriage settlement)」の形で取り込まれたこと、つまり、その利用者が大土地所有者から一般の資産家にひろがったことを明らかにし、信託はイングランド法の最も一般的な法制度のひとつになった、と述べている。

ついで、信託がチャリティの方面に一定の目的を掲げる公益信託として用いられてゆくことから、一定目的への財産の実質的独立性をもたらし、そこに目的財産としての存在＝財団としての独立性から、ひいては法人としての親近性を明らかにしている。

實際上、公益信託は濫用の状態となり、とくに宗教的な面で、教団組織や礼拝所・教会堂などの营造物の所有関係にも、信託が使用されたようである。

第五章では、前章に引き続き、さまざまな団体組織や营造物の所有関係に信託利用が拡大したことを、多くの具体的事例に即しながら説明してゆく。もとより、近世以降、団体組織に法人という主体性を認める法制度や法理論もあらわれるが、法人制度では、

「法人格なき団体」という多くの、いわば落ちこぼれを生じてしまうのに、信託によれば、すべてを包含することが可能であり、しかも団体組織を法人化するよりも、もっと有利な方法と認められたことが少なくない。というのは、法人に対する規制や課税を免れるという可能性もあるからである。

こうして、メイトランドは、信託が法人と親近性をもつこと、しかも信託の方が応用がひろく、実際上有用であることを巧みに述べながら、さらに、その信託と法人とが結合した新しい事態、つまり企業の発達による巨大な資本集積の形成組織をトラストと呼ぶようになった。この種のトラストが多い、と多少皮肉めいた言い方もしている。

さいごの第六章では、実は、イングランドで、古くから村などの自治団体のための信託がひろく存在しており、そこにも信託と法人との相互関係（いわば信託概念の公法的拡張）がみられる、と指摘している。

結局、信託が私法の領域から始まりながら、公法の領域でも大きな仕事を果たしてきて、要するに、イングランドの人々は「信託の大気のなかで生活して」きているようなものといえる。「受託者は諸々の〈法的〉類推が四方に広がる中心である」としている（114頁）。さいごに、政治的な統治機構全般にさえ信託の理念が存在するとして、本論文をしめくくっている。

#### 4. 若干の読後感

以上のように広汎な内容をもつ原論文は、著者メイトランドの豊かな法制史的学殖を示すものであり、しかももはや古典であるだけに、相当に難解なところが多いのであるが、森泉教授を指導者とする若い研究者の方々の見事な共同作業によって、読みやすい日本語になった上に、周到な訳注と森泉教授の適切な解説も加えられている（便利な法学者人名解説と索引もついている、という親切な作り方である）。信託ならびに法人問題を原点にさかのぼって研究しようとする人たちにとって、まことに有益な文献のひとつといえよう。ことに、新進学者ともいべき若い諸兄の、こんごの学問的成長が楽しみに感じられる。

さて、以下に若干の読後感を述べてみよう。

まず、全体を通読して、メイトランドの学殖の豊かさに驚くばかりである。ことに、ドイツの有名な民法学者ギールケの説を引用しながら論述をすすめるあたり、ドイツ的な民法論についても相当に深い知識・理解をもっているように思われるが、それでも、さまざまな角度から信託の便宜さを強調するところに、いかにもメイトランドらしい学

## 文 献 紹 介

者的良心が想像される。

とくに、信託に対するメイトランドの考え方であるが、先にも述べたように、信託を物権関係とも債権関係ともいえないというように、断定を避けているものの、強いていえば、債権的なものと理解しているようである。たしかに、信託の本質的理解は困難なものではあるが、有力な現代アメリカの信託法学者スコットは、むしろ物権的なものと解している（本書10頁参照）。専門学者の間でも、必ずしも見解は一致していないことに、注意すべきである。わが国の学説としては、周知のように、債権説が伝統的通説であるのに対し、四宮先生の物権的構成の観点からする厳しい批判がある。私自身は、基本的に四宮説に従うものの、最近では、債権説の再評価も必要ではないか、と考えているので、メイトランドの考え方はとくに興味ふかく思われる。

つぎに、本書で、信託の歴史的展開を述べ、さらに法人との相関関係を説いてゆくところは、まさにメイトランドの得意とするところであって、私は、ただただ感服するばかりである。信託研究者のひとりとして、改めて教えられるところが少なくない。とりわけ、公益信託の発展から、目的財産の独立—法人制度に至るという関連性の説明は、公益信託について多少の研究をしてきた私にとって最も印象的な部分であった。

ところで、受託者を複数にするときの説明として、「持分」の観念を用いる点については、私は、多少の疑問をもっている。詳細は、私の旧稿「信託財産の合有性について——数人の受託者と信託財産——」（法学研究27巻9号，昭和27年）に譲るが、持分を現代的な意味に解するかぎり、受託者を複数にした場合の法律関係については、基本的に持分の観念は認めるべきではない、と考える。この点は、民法理論で共同所有を共有・合有・総有と3つに分類するときの合有とは異なっている。

なお、訳文は、適切な訳語とよく吟味された日本文で、第一級の訳業といってよいと思われるが、ただ、少々批判的な目でみれば、若干解りにくいところがないでもないし、また、一般的な用語法から外れているところもあるように感じられる。たとえば「ケイムブリッジ」などは（73，108，138頁），正確な表記なのかもしれないが、むしろごく常識的に「ケンブリッジ」でよいのではあるまいか。

終わりに、困難な、しかし有益な仕事を完成された森泉教授と共訳者の方々の労を多とするとともに、わが国の信託法学が大きな前進をしたことを心から嬉しく思うし、また、この滋味豊かな名著の訳業をひろく江湖にすすめたいと思うしだいである。

なお、不備きわまる紹介について、深くお詫び申し上げます。（駿河台大学教授）

〔メイトランド著，森泉章監訳『信託と法人』日本評論社，B6判180頁，索引17頁，  
定価2,400円〕

